鳥取県意欲と能力のある林業経営者登録申請フローチャート

R8.6月時点

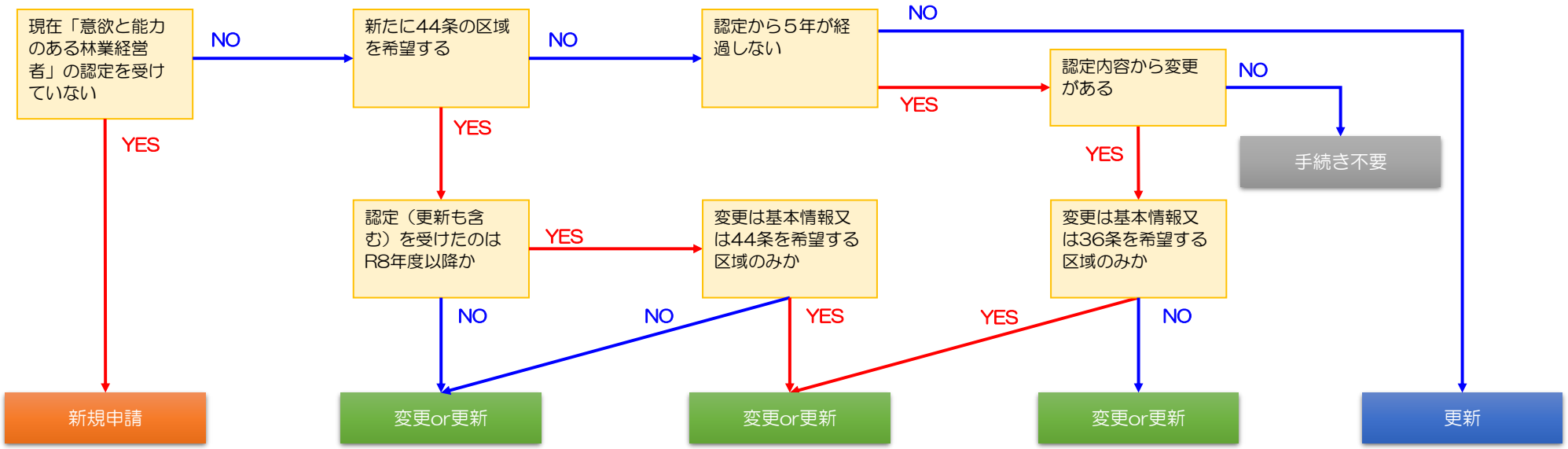

＜提出書類＞
①新規申請
- 登録申請書（様式第2号）
- 林業経営者に関する情報（様式第3号）
- 該当する添付書類

＜提出書類＞
②変更
- 変更届出書（様式第13号）
- 林業経営者に関する情報（様式第3号）
- 該当する添付書類（変更がないものは省略可）

③更新
- 登録申請書（様式第2号）
- 該当する添付書類

＜提出書類＞
④変更
- 変更届出書（様式第12号）
- 登記事項証明又は住民票

⑤更新
- 登録申請書（様式第2号）
- 該当する添付書類

＜提出書類＞
⑥変更
- 変更届出書（様式第13号）
- 林業経営者に関する情報（様式第3号）
  ※R7年度以前に登録された場合、改正前の様式でも可
- 該当する添付書類（変更がないものは省略可）

⑦更新
- 登録申請書（様式第2号）
- 該当する添付書類

＜提出書類＞
⑧更新
- 登録申請書（様式第2号）
- 林業経営者に関する情報（様式第3号）

【留意事項】
- 変更及び更新における認定期間の取扱いは以下のとおり。
  変更：変更無し（当初認定のとおり）
  更新：今回認定から新たに５年間
- 「36条」とは、経営管理実施権の設定を受けることを希望する場合をいう。
- 「44条」とは、集約化構想における森林の経営管理を行うことを希望する場合をいう。